第197回長野県都市計画審議会

·開催日時:平成30年6月8日(金)午後1時30分~3時5分

•開催場所:県庁議会棟3階 第1特別会議室

・出席委員:石川利江委員、久保えみ委員、中沢朋代委員、羽鳥栄子委員藤井さやか委員、丸田由香里委員、武者忠彦委員、柳沢厚委員、山口満委員、宮澤宗弘委員、本郷一彦委員、久保田三代委員泊宏委員代理(関東地方整備局長野国道事務所長 塩谷正広)浅川京子委員代理(関東農政局農村振興部地方参事官 飯島正)

· 欠席委員: 大窪久美子委員

1 開 会

飯島正様でございます。

(幹事:都市・まちづくり課 楠企画幹兼課長補佐兼都市公園係長)

定刻になりましたので、ただいまから第197回長野県都市計画審議会を開会いたします。 本日はお忙しい中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

私は、本日の司会を担当いたします、都市・まちづくり課の楠昭彦と申します。よろしく お願いいたします。

それでは初めに、委員の出席状況につきましてご報告いたします。現在ご出席の委員は14名でございます。委員総数15名の半数以上となりますので、長野県都市計画審議会条例第6条第1項の規定によりまして、本審議会は成立いたしました。なお、大窪久美子委員からは欠席の旨、あらかじめ連絡をいただいております。

次に、資料の確認をさせていただきます。委員の皆様に事前に郵送いたしました資料は2 種類でございます。確認をお願いします。

まず会議次第が1枚、それから調査審議資料集が1部の2種類でございます。また、本日 お配りしました資料としまして「当日配布資料」が1部、追加説明資料が1部ございます。 資料の確認につきましては以上でございますが、不足などございましたら事務局までお申し つけいただきたいと思います。

次に、本日、代理出席の方についてご報告を申し上げます。国土交通省関東地方整備局長、 泊宏様の代理で、国土交通省関東地方整備局長野国道事務所長、塩谷正広様でございます。 次に農林水産省関東農政局長、浅川京子様の代理で、関東農政局農村振興部地方参事官、

本日は調査審議案件1件につきまして、ご審議のほどをお願いいたします。なお、本日は 暑くなっておりますので、皆様、上着はお脱ぎいただきましてお願いしたいと思います。

それではこれより議事に入りますが、長野県都市計画審議会運営規則第4条の規定によりまして、会議の議長は会長が当たるものとするとされておりますので、柳沢会長に議長をお願いいたします。

2 議 事

(1)議事録署名委員の指名

(柳沢議長)

大変お暑うございます。こんな格好で失礼します。規定によりまして議長を務めさせてい ただきますので、よろしくお願いいたします。

初めに議事録署名委員を指名させていただきます。久米えみ委員、久保田三代委員にお願いしたいと思います。よろしゅうございますか、ではお願いします。

(2) 事務報告

(柳沢議長)

次に、事務局から事務報告がございます。

(幹事:都市・まちづくり課 山口都市計画係担当係長)

事務報告をさせていただきます。私は都市・まちづくり課の山口剛と申します。よろしく お願いいたします。

本日は傍聴者がまだおりませんが、傍聴者がありましたら受付にて住所・氏名を確認し、 傍聴上の留意事項を説明して、あらかじめ静粛な傍聴をお願いしますのでよろしくお願いい たします。

次に、前回審議会の議決事項の処理状況について事務報告を申し上げたいと思います。本 日お配りしております、当日配布資料の4ページをご覧ください。

平成30年2月6日(火)に開催いたしました、第196回長野県都市計画審議会における議決事項の処理状況についてでございますが、議第1号につきましては記載のとおり告示となっております。以上で事務報告を終わります。

(柳沢議長)

ただいまの報告について、何かございますでしょうか、よろしいですね。

(3)調査審議

調査審議第1号 長野県都市計画ビジョンの改定について

(柳沢議長)

それでは調査審議に入りたいと思います。本日は1件でございます。

調査審議案件第1号、長野県都市計画ビジョンの改定について、説明をお願いします。

(幹事:都市・まちづくり課 高倉企画幹兼都市計画係長)

長野県都市・まちづくり課の高倉と申します。私のほうで、長野県都市計画ビジョンの改定案について説明をさせていただきます。座って説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

事前に配付させていただいておりますが、長野県都市計画ビジョンの冊子を用いましてご 説明をさせていただきたいと思います。

この改定ビジョンにつきましては、前回2月6日の第196回審議会において、素案として本編前段の基本理念までご説明をさせていただきました。その後、3月22日に開催しました第5回長野県都市計画ビジョン等検討委員会におきまして、素案全体をご議論いただき、必要な修正を加えてまとめたものが、本日提示しております「長野県都市計画ビジョン」の案でございます。

長野県都市計画ビジョン等検討委員会は、平成28年12月に県が都市計画ビジョンの改定にあたり、学識経験者等からの専門的な見地から意見をいただくため設置したものであり、委員長は中出長岡技術科学大学副学長、現在、長野県都市計画審議会の委員をお引き受けいただいいております柳沢会長、藤井先生、武者先生に加えて、浅野豊橋技術科学大学教授、秋田千葉大学大学院准教授の6名で構成されております。

本案は、本審議会で本日ご意見をいただきました後、庁内調整等を行い、県民の皆様から ご意見をいただくためのパブリックコメントを予定しております。では、この内容につきま して、お時間をいただき、説明をさせていただきます。

まず最初に概要版がありますが、その後の本編の表紙をお開きいただきたいと思います。 右側が目次になりますがご覧ください。

ここで前回提示した素案からの大きな修正点がございます。前回の審議会では幾つかの意見の中で「色々なことを書き過ぎているので少し整理が必要」というご意見をいただきました。その後の検討委員会でも同様のご意見をいただきまして、事務局では、前回素案で第1章から第3章まで示した内容を精査し、第1章と第2章の再構成をしました。これに伴い、第3章の基本構想以降の章番号を一つずつ繰り上げ、全7章の構成から全6章の構成に変わっておりますので、ご承知おきください。

では、早速中身の説明に入らせていただきます。ページをめくっていただき、まず「はじめに」がありますが、この「はじめに」から16ページの第3章の基本理念までの内容については前回説明させていただいたので、大まかな全体の流れと、章の再構成で修正した部分を中心に説明させていただきます。

まずこの1ページ、2ページでは、本ビジョンの役割と対象範囲、位置付けを示しております。本ビジョンは非法定計画ではありますが、本県の都市計画の最上位の計画であること、県土全体を対象にしていること、概ね20年先を見据えた計画であることなどを示してございます。

2ページの図式には関連計画をお示しし、それぞれの策定年を明示しておりますが、本ビジョン改定後、この内容が圏域マスや区域マス、さらには各市町村のマスタープランの改定等に反映されていく流れを示させていただいております。

続いて、ページめくっていただきまして3ページ、4ページになります。ここでは今回の

改定の背景と趣旨として、まず(1)に、このビジョンを初めて策定した前回の背景を示し、 策定時の視点を(2)に示しております。前回の都市計画ビジョンの策定当時の背景には、 地方分権や安定・成熟型社会への転換の流れを受けて、大きな視点としては3つ。まず視点 その1として、本県の自然環境と農山村景観を地域資産と捉えた上で、視点2、県土全体を 見据えながら、特に視点3、県民生活の豊かさの向上に資する要素として「観光」を強く意 識して策定したことを示しています。

その後、10年以上の歳月を経る中で、今回の改定に至った背景とした趣旨を(3)に示しております。一つは市町村合併。これは前回策定時にも当然念頭にはありましたが、この平成の大合併により、これまで市町村単位で相互調整すべき問題が、合併後は一つの自治体に内在化し、広域連携の質が変化してきたという点がポイントになります。

2つ目は総人口の減少。これは前回策定時に認識されていたことですが、この10年間のうちに社会的にも大きくクローズアップされ、都市づくりに及ぼす影響が顕在化してきたということが大きなポイントとなります。

3つ目は東日本大震災。この震災は場所を問わず、都市づくりのあり方を根底から考え直す大きな契機となり、以降、人々の安全・安心に対する意識も急速に高まってまいりました。 主にはこれらの3つの事象を背景にして、今回の改定に至ったということでございます。

続いてページをめくっていただきまして、5ページ、6ページになります。

第1章のビジョン改定の視点として、まず1・1に目指すべき社会の方向性をまとめました。 前回もご説明させていただいておりますが、まずはグローバルな観点から世界共通の目標 であるSDGs、この17の目標の中でも特にここでは本県の都市づくりに関連する4つの目標を 示しております。このSDGsと計画との整合については、本年3月に策定された県の新総合5 か年計画でも考慮されているところでございます。

次に(2)として国全体で目指している社会の姿ということで、3つの社会の姿を示し、これら目指すべき社会の姿が、6ページの図に示すとおり「持続可能な社会」の実現に通じ、SDGsとも整合することを示しております。

さらに今回、前回の素案から新たに追加した項目が(3)、先ほどの県の新総合5か年計画では学びと自治の力を政策展開の推進エンジンとしており、これを上位計画に示した「県づくりの方向性」として本ビジョンの前段に加えたところでございます。

続いて7ページ、8ページ、ここは構成を大きく変えたところでございます。

まず7ページに示す1.2の都市づくりに関する変化と動向は、前回の素案では8項目、ここに8項目ございますが、それぞれの内容について1ページずつ割いて示しておりましたが、これが前半部で読み疲れしてしまう大きな要因となっておりましたので、それらの内容は、本日はお配りしておりませんが、資料編に移行し、8項目だけ、要点だけを抽出してこの1ページに集約しました。これらの変化と動向を踏まえて、右側の8ページに示す改定の視点、1から3を見出したという流れになるよう再構成しました。

この1.3の3つの改定の視点の文章について、前回の素案から少し言い回しを変えておりますが、項目レベルでの大きな修正が改定の視点2、前回の素案では「生活環境の質的向上」と「交流人口の拡大」ということにしていましたが、今回の案では「交流人口」という言葉を「関係人口」という言葉に置きかえております。

「関係人口」は、まだ少し耳慣れない言葉だと思いますが、人口が捉える新しい概念として、昨今、国のほうでも使われ始めた言葉でございまして、一般に「交流人口」がその地域を訪れ滞在する人、すなわち観光的な側面だけで捉えられてしまうのに対して、「関係人口」はもう少し幅広く、都会に住む人が地域に対して寄附するとか、地域にボランティア活動で関わるとか、地域の伝統行事に参加するだとか、二地域居住するとか、段階的に様々な形で地域に関わる人を意味しております。

定住人口を増やすことがままならない状況下におきましては、都市の持続性を担保する上で昨今、着目されつつある人口の概念であります。

検討委員会の委員の皆様からも強いご意見がありまして、少し時代を先取りする形で、注 釈を加えた中で、あえてこの言葉に変えております。

これらの3つの改定の視点を底流にして、9ページから具体的な内容に入ってまいります。まず、この2章「都市づくりの展望」では、2.1の「都市づくりの課題」として、暮らし、産業、観光の3つの観点から整理しております。ここも前回の素案では文量が多く、多少読みにくい面がありましたので、事務局の判断で項目ごとに箇条書きにして要点を抽出し、このような形で再整理させていただきました。

これらの課題を踏まえまして、12ページをご覧ください。2.2のこれからの都市づくりとして、課題整理と同じく暮らし、産業、観光の3つの観点から、都市づくりの方向性を定めています。これらの方向性は現ビジョンにも示されており、それをベースに書きかえた言葉になります。また、この図に示すように、これら3つの方向性の根底に新総合5か年計画に掲げられた最も大事な要素である「学び」と「自治」を位置づけております。

続きまして、13ページ、14ページをご覧ください。これは現ビジョンにはない内容になりますが、ここは改定において最も重要な部分の一つで、今後、具体の都市づくりを考える際に、常に念頭に置いていただきたい基本的な考え方、概念を示しております。

まず13ページの「信州の多彩な魅力を育む都市構造の基本概念」これは※、注釈のとおり、都市づくりにおいて、まちの形を描く際に基本に据えておくべき考え方を示したもので、これを「信州版コンパクト・プラス・ネットワーク」ということにしております。

「コンパクト・プラス・ネットワーク」とは国全体で推進している概念で、何となく、これから導こうとしているまちのかたちも言葉からイメージできると思いますが、これに「信州版」とつけてあるところがみそで「コンパクト」や「ネットワーク」という言葉を本県なりに解釈して定義づけをしております。

詳しい説明は省略させていただきますが、「コンパクト」とは、まちの縮小化を図ることではなく、いまあるまちの質を高めることこそが本質だということ。「ネットワーク」はハードだけではなくソフトも面も含め「つなぐ」、あるいは「つないで相互に補う」というような解釈で、改定の視点に示しました「広域連携の深化」や「地域価値の共有・醸成」、「生活環境の質的向上」や「関係人口の拡大」等に通じる考え方を示しております。

一方、14ページに示しました、信州らしい都市づくりを推進する施策概念とは、今後、具体的な都市づくりの施策を考える際、基本的に配慮すべき考え方を示したもので、これを「信州版グリーンインフラストラクチャー」としております。

「グリーンインフラストラクチャー」は、通称「グリーンインフラ」と言いますが、これ

もまだ耳慣れない言葉かもしれませんが、その根底にある基本的な考え方は本県の環境や特性に非常に適合したもので、端的に申し上げれば「グリーン」、すなわち自然環境の有する機能を土地利用や都市施設整備などの具体な都市づくりに活用していくことで、信州の魅力を引き出していこうという考え方でございます。これも改定の視点にあります「いまある資源の活用」、「自然環境との共生」に通じる概念となっております。

この「グリーンインフラ」のイメージにつきましては写真で少し例示をしておりますが、 内容もスケールもさまざまで、また多義性のある考え方ではありますが、逆に今後の都市づ くりにおいて、さまざまな展開の可能性を秘めた考え方として捉えております。

なお、本日示す写真につきましてはよりイメージに近いものになるよう、前回の審議会でご意見をいただきましたので、その意見を踏まえ、一部差し替え、追加等を行っております。 続きまして第3章、15ページ、16ページに示す「基本理念」です。これにつきましては、前回ご説明させていただきましたが、細かな記載内容は多少修正しておりますが、ここに示す基本理念自体は、現ビジョンからそのまま継承できるものとして、言葉を変えずに示しております。

以上、ここまでが前回審議会においてお示しした内容となっております。

続きまして第4章、次の17ページから24ページになりますが、ここではまず17ページで「県土の骨格」を捉えてから目標を提示しています。目標の大きな枠組みは右側の18ページに示すとおり、現ビジョンと同様に県土を「まち」「里」「山」の3ゾーンでおおまかに捉える中で、これら3つのゾーンの明確化と共生を大きな目標の一つに掲げております。

これに加えて、今回の改定で新たに明確に捉えたのが県土軸で、「2つの県土軸による多彩な連携」をもう一つの大きな目標として位置づけております。「県土軸」とはこの図に示すように、鉄道や幹線道路からなる交通軸と、河川の本流を軸にした河川軸の2つの意味を示しております。

これらの目標の詳細につきましては次の19ページ以降になりますが、まず「3つのゾーンの明確化と共生」につきましては、この19ページに各ゾーンの目標像を記載し、20ページに各ゾーンのイメージを示しまして、次の21ページで「共生」にすることとして、各ゾーンの相互関係を示しております。

3つのゾーンの「共生」に対して、今回新たに「明確化」という言葉を入れた背景を少し補足いたしますと、当然「まち」「里」「山」の3つゾーンは現実的に明確には区分けできない面があり、境界があいまいで、自然環境としてはむしろ連続性をもってつながっているべきものですが、宅地など都市的な土地利用については、この人口減少下において無秩序な都市の拡散をこれ以上生じさせない、そのために、特に「まち」の部分を明確にし、より厳格な土地利用コントロールを行っていくという、今回の改定ビジョンにおける一つの哲学を反映させた表現がこの「明確化」という言葉になります。

次に2つ目の目標として示す県土軸については22ページ、この図に示すとおり、本県は10の生活圏、いわゆる10圏域を都市づくりの計画単位として妥当性を有する領域として現ビジョンに位置づけてきた中で、各圏域でのビジョンの共有は前提にしつつ、次の23~24ページにおきまして、これらの圏域同士をつなぐ目標像として2つの県土軸を介し、より広域的な都市づくりの連携とネットワークを強化する目標像を3つの展開で示しております。

1つ目は空間マネジメントの広域的な連携。これは「まち」や「里」のゾーンにおいて地形的に連続性のある圏域同士の土地利用の規制レベルの整合や、都市施設の整備や再配置、統廃合、交通体系など、多様な空間マネジメントにおいて密接に連携した都市づくりを目指すものです。

その下にいきまして2つ目「物流・交流の広域ネットワークの再構築」は、山のゾーンで 地形的に隔たりのある圏域間や隣接県の間でも既存の交通軸等を活かして、特に物流・交流 面で幅広い分野における多彩な広域ネットワークの構築を図る目標像になります。

3つ目は「水と緑の流域ネットワークの形成」これは改定の視点にある「自然環境との共生」にも通じる目標になりますが、「流域」という単位を意識して一つの流域内の住民・市町村同士が河川軸により上流部に向かって派生的につながり、互いに影響し合う領域としての意識を高め、水と緑を基軸に有機的な連携を深めることにより、流域の文化・景観を継承・育成できる都市づくりを目指す目標像になります。

これらの目標はいずれも改定の視点1に示す「広域連携の深化」を受けて具体に展開する 目標像であり、少し概念的な面もありますが、今回の改定ビジョンの一つの肝となってござ います。

続きまして25ページになります。ここからが第5章、都市づくりの方針となりまして、先の都市づくりの課題や目標等を踏まえ「何を、どうするか」というところを7つのカテゴリで整理しております。この7つの方針カテゴリは、上段の3つのゾーンに関する方針 $1\sim3$ と、施策に関する方針 $A\sim D$ に分けられ、互いに重複するような内容もありますが、現ビジョンの方針整理の仕方を継承する形で取りまとめました。

現ビジョンからの主な改定のポイントを、この25ページに示してある項目レベルで申し上げますと、まず上段の「ゾーンに関する方針」では、目標に示した3つのゾーンに対応したもので、この項目レベルでは大きな改定は行っておりません。ただ、具体的な中身の部分では、特に「まち」や「里」における低・未利用地の増加への対応等をより強く意識した内容に変えております。また、方針3につきましては「自然環境の保全」に「活用」という言葉を新たに加え、改定の視点に示す「自然環境との共生」や施策概念に掲げた「信州版グリーンインフラ」の展開を反映した方針設定にしております。

次に下段に示す「施策に関する方針」につきましては、今回新たに方針Aとして「災害に強いしなやかな県土の形成」を加えました。東日本大震災以降の自然災害に対する危機意識は確実に高まり、今後の都市の持続性を考える上で、防災・減災の観点は都市づくりにおける主要な施策分野の一つとして欠かせないものとなっていることから、今回新たに追加しております。

また、その下の方針Bにつきましては、現ビジョンでは田園や林間居住地に着目した方針となっておりますが、今回の改定ではこの小項目に「まちなかの居住地の再編」を加え、改定の視点2の「生活環境の質的向上」のターゲットエリアとして外せない、まちなかに関する項目を追加しております。

さらに一番下の方針Dにつきましては、現ビジョンにおいて「観光の再生・魅力向上」として示していた方針に「地域資源の活用」と「産業」の観点を加えたことが今回の改定ポイントで、改定の視点3の「いまある資源の活用」を反映した方針設定にしております。

次に、26ページ以降に示している方針ごとの詳細な内容につきましては説明を省略させていただきますが、これらの方針に対応している重点テーマの部分だけ説明をさせていただきます。1ページをおめくりいただきまして、右側の28ページに、方針1に対応した重点テーマ1がございます。重点テーマというのは各方針に沿って、今後特に力を入れていくべき事項を絞り込んでより具体に示した内容で、現ビジョンでも重点テーマを設定しておりまして、今回の改定においてテーマ設定自体からそれらの内容を見直してございます。

まず、この方針1の「生き生きと自律・共存できるコンパクトなまちづくり」に対応した 重点テーマ1は、まちなかの低・未利用地や公共空間を生かしたエリアマネジメントの推進 で、対象とする空間や取組内容、組織の育成等について言及しております。

続きまして、少しページが飛びまして32ページ、ここでは重点テーマの2と3を上下に並べて表示しております。これらは方針2と方針3のいずれにも対応するテーマとなっております。

まず上段の重点テーマ2が、美しいふるさとの風景を味わえる空間づくり・仕組みづくりということで、美しいふるさとの風景の保全育成と、これを推進するための必要な仕組みづくりを示しております。前回の審議会では、県土軸の一つとして掲げた河川軸を意識した景観保全の必要性についてご意見をいただきましたが、そのご意見はこの部分に少し反映をさせていただきました。

これにも関連しまして、下段の重点テーマ3になりますが、これは「総合的かつ広域的な 土地利用調整の仕組みづくり」ということで、「信州版コンパクト・プラス・ネットワーク」 の概念に基づくまちの形を実現していくうえで必要な土地利用コントロールについて「自然 環境との共生」を念頭に災害リスクも考慮して、また「広域連携の深化」の視点を踏まえて、 総合的かつ広域的な見地からの調整する仕組みづくりの必要性を示しております。

次に施策に関する方針に移りまして、飛びますが36ページになります。方針Aに対応した 重点テーマとして「みどりの機能とコミュニティの力を活かした防災まちづくりの推進」を 重点テーマの4としております。これも「自然環境との共生」の視点や「信州版グリーンイ ンフラ」の施策概念を踏まえて打ち出したテーマ・内容にしてございます。

続いて重点テーマの5、これは38ページになりますが「既存の市街地・集落の住環境マネジメント」として、方針Bの環境と調和した良好な居住地の形成と対応してございます。

方針1の重点テーマ1でも触れた、空き家等の適正管理や有効活用のほか、高質な住環境の形成に資するルールづくりなど、改定の視点に示しました「いまある資源の活用」や「生活環境の質的向上」などを念頭に設定した内容となってございます。

続きまして、40ページになりますが、重点テーマ6、これは交通の関係の方針Cに対応したテーマで「交通・交流拠点へのアクセス性の向上や回遊性の創出」としております。「生活環境の質的向上」に関わる地域公共交通網の確保・充実、公共空間のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の促進を主な内容としています。

そして最後の方針Dに対応しているのが、43ページに示す重点テーマの7であります。これは「県土の暮らしと産業の魅力を味わえる滞在・周遊型の観光地づくり」として、改定の視点に示しました交流人口は、いわゆる「観光人口の拡大」に直結する内容で、そのための一番の資源は県土の暮らしそのもの、すなわち「生活環境の質的向上」が大事だという観点

から、エリア単位での「地域固有の生活、歴史、文化、産業を活かした観光まちづくりの推進」といった全体的な取り組みや、休憩・宿泊機能の強化、情報提供機能の充実など、近年増加しつつあるインバウンドへの対応も踏まえて、個別の取り組み内容を示しております。

以上が第5章の「都市づくりの方針」に示しました重点テーマの概要になります。

そして最後に第6章、都市づくりの推進方策として、44ページからになりますが、これは「誰が何をどのように進めるか」という観点から2つの枠組みで整理しております。

現ビジョンでは、県ができることとして都市計画制度の運用を中心にした記載となっておりましたが、今回の改定ではこれを少し拡張し、まず6.1の「市町村と連携した都市マネジメントの推進」で、市町村と連携した取り組みを重視し、これまでに示した目標や方針に沿った都市づくりを進めるにあたり、各種計画の立案や制度設計、その他、施策展開などの方策を示しております。

(1) は、まず都市づくりの広域的なビジョンの活用ということで、本ビジョンに示した 考え方を圏域マスタープラン等も介し、各市町村における都市づくりの計画にも反映させて いただくことで、広域的なビジョンの共有・整合を図っていくことをうたってございます。

その上で、次の45ページの(2)において各種、都市計画制度の活用方策を示しております。ここでは「都市計画区域の拡大と統合」など、現ビジョンに示された方策をベースにしつつ、ページをめくっていただきまして、48ページの③に示します地域地区制度の活用支援では、本年4月に13番目の用途地域の種類として、新たに創設された田園住居地域の活用も新たな方策として加えてございます。

そして50ページから(3)になりますが、都市計画法にとらわれない、都市づくりに関する各種方策の推進として「信州版コンパクト・プラス・ネットワーク」の基本概念とも整合する方策として、①の5行目の立地適正化計画の活用など、国でも推進している新たな都市づくりの方策を加えるとともに、②の安曇野市のような、すみません、ここでちょっと修正がありますが、7つではなく6つだということですが、合併を機に6つの広域ごとに開発基準を設けるなど「地域や市町村独自の土地利用計画制度の導入の支援」や、④ですので51ページになりますが、「都市づくりに関する情報・知見の提供・共有化」ということで、市町村に対して県としてできる支援や連携して行うべき方策等を示してございます。

51ページの模式図に示しますように、これからの時代は右肩上がりの成長時代に見られた将来の「確実性」を指向した都市計画から「不確実性」を受容する都市計画が求められる中で、まちづくりにおいては多様な主体による協働の取り組みを重視し、次の52ページ以降、6.2で「協働による地域・まちづくりの推進」を大きな方策の枠組みの1つとしてまとめてございます。

この協働の取り組みを県としてどのように進めていくのか、その内容を(1)から(6)に示していますが、このうちの(1)から括弧の内容は現ビジョンでも都市づくりの方針の中に示している内容で、県民への情報発信や情報収集、地域・まちづくり学習などの推進など、これまで取り組んできた方策をさらに拡張していく観点で、一部内容を改めております。そしてこれら(1)から(5)に示す個別の方策を総合的に展開していく方策として、54ページの(6)に「まちづくりの総合的な支援機関の設置」を新たに加えました。これは地域主体のまちづくりを総合的に支援するための公民学連携の組織の設置を念頭においた体制

づくりの方策で、より具体的には「信州地域デザインセンター(仮称)」として、現在立ち上げの、いわゆる設置検討の委員会でご検討いただいているところではありますが、そのスキームを概念図で示させていただいておりますが、県としましてはこれからの都市づくり、地域づくり、まちづくりにおいて、多様な主体との協働による取り組みをバックアップできる体制を、公、民、学が連携してつくり、まちづくりにおける実践の取り組みを下支えする方策として、本ビジョンの最後にお示ししたところでございます。

以上、長くなりましたが、長野県都市計画ビジョンの改定案の概要について説明をさせていただきました。これらの内容につきまして、委員の皆様方からご意見を賜りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(柳沢議長)

はい、ご苦労様でした。なかなかわかりにくい内容、かなりすっきり説明して、聞いている限りでは非常にわかりやすい感じはしましたが。

さて、皆さん、あと1回ぐらいは中間報告があるのかな、それとも今日で大体、中間はな しで、終わりでしょうか。

(幹事:都市・まちづくり課 高倉企画幹兼都市計画係長)

検討委員会もまたお願いをするとともに、パブコメもさせていただくつもりでおりますので、またその辺も踏まえて報告も、次回以降の何回かで、どこかでさせていただきたいと考えております。

(柳沢議長)

あと1回ぐらいは内容的な議論をして、最後はオーソライズという、そんなことになりそうですが、したがって、今日は気になるところはぜひおっしゃっていただきたいと思います。 どうぞどなたからでもご発言いただきたいと思います。宮澤委員、どうぞ。

(宮澤委員)

よくできていると思います。よくできていると思いますので、ちょっと解釈というかね。 あり方、その産業のあり方ね。大体、その産業というと一般的には農業、工業、商業とかい ろいろあるんだけれども、観光はやはり、インバウンド等も含めて、別で取り上げてあって わかりやすいんだけれども、観光産業ということは言わないですかね。観光は産業の一つじゃないんでしょうか。

これね、観光産業とよく言って、観光も産業もある面では雇用の確保を、または交流人口の拡大、それから経済の活性化、それぞれみんな結びついていくと思うんですが、観光を具体的にというか、抜き出したのはわかりやすくということですか。

(幹事:都市・まちづくり課 高倉企画幹兼都市計画係長)

ありがとうございます。改定する前のビジョンも観光を意識するということが非常に丁寧 に、お手元にあります本編の4のところに、4ページになりますが、視点その3の中で、考 え方のいわゆる、貫く哲学として前回も観光の視点を全体的に意識して地域資源を丁寧につくり込むとか、そういうことの意味合いでの哲学をお示ししているんですが、そもそもの観光産業については、第5章のところのD、施策に関する方針のDのところに、41ページからになりますが、地域資源を活かした魅力ある産業・観光の育成・創出という中に、意外とこの観光の部分も取りまとめさせていただいているんですが、今のお話だと、もっと観光産業を表に出したほうがいいというご意見でよいでしょうか。

(宮澤委員)

いいというか、産業の中へは、工業、農業、それぞれ入るんだけれども、観光も産業の中に含まれるんじゃないかと。

あえて観光を表に出したということは、やはり自然を活かしたり、地域資源を活かしたりということで、長野県の都市計画ビジョンには観光を大きな目玉というか、柱にしようという意図があって掲げたという解釈でよろしいんでしょうか。

(幹事:都市・まちづくり課 高倉企画幹兼都市計画係長)

すみません、そのとおりでございまして。観光を意識すると非常にいろいろなものに、丁 寧につくり込んだり、物を大切にしたり、いろいろあるので、これを一つの哲学としてつく り込んでいるということでございます。

(柳沢議長)

はい。どうぞ。

(本郷委員)

せっかく時間がありますので、ちょっとステージが違っていたらご指摘願いたいんですが。 イノベーションが急速に進化して、世界史的には一つの歴史的な転換期だというふうに言 われております。そういう意味において、ご承知の、連日、日経等に出ておりますAIや IoTの問題を含めて、国は「Society5.0」という概念を新しく出しておりまして、大きい、 俯瞰的な視点から見ますと、超高齢化ではなくて超高齢社会、そして労働力人口の減少、そ れから少子化と、これ先進国の中でこの3つを抱えておるのは日本だけでして、ほかの国は、 いろいろな例の社会的な問題、移民等を含めてありますが、労働力人口は確保しているわけ であります、大雑把にいいますと。

そういう中において、世界の識者が日本はこの問題をどのように切り抜けて行くかということにおいて、第4次産業革命という概念も同じでございますし、また、しあわせ信州創造プラン2.0も同じ、基本的なことでございますが。生産性を上げるとか云々とかというのは、これはちょっと産業労働部的な概念ですのでそこまでは言いませんが、つまり全く新しい時代が、僕らが想像する以上のスピードで社会基盤の変化が起きていると。この辺の視点が全ページに渡ってAIとIoTに関連する文言が全く出てきておりませんが、ステージがもし違うならそれでいいんですけれども、その点はいかがでございましょうか。

(幹事:都市・まちづくり課 高倉企画幹兼都市計画係長)

7ページをご覧いただきたいと思います。本郷委員さんからご指摘いただいた部分は、都市づくりに関する変化と動向という中に、(1)~(8)で、今のビジョンから10年間の中でどのような状況が変化しているかということをまとめたものでございまして、その中には、ご指摘いただきました(7)の技術革新とか、そういうことも踏まえて、今回、ちょっと資料編にその部分の資料を全部送り込んでおりまして、その辺の全体を踏まえた中で次の段階へ進めているというので、観点としては重要視してまとめているということでございます。ただ、すみません、表上には資料編のほうへまとめさせていただいておりまして、ご指摘いただいた部分を踏まえて、都市づくりに対して、20年先の都市づくりを目指したものが、その部分を踏まえた中で進めていきたいというふうに考えてございます。

(本郷委員)

ご説明でよく意味はわかりました。ただ、少し大きい視点で行政のこういう戦略性のものは束ねなければいけませんので、つまり10年、15年先にはどんな社会が来ているかわからないわけで、特に社会保障制度は、ご承知のとおり、現在、151~152兆円でありますが、数年後に190兆円という見積もりが出ました。その中を財政的にいかに担保するかという問題が都市計画と複合的に連坦をしていると思います。

そういう意味においては、この労働力減少がいずれ1.5人で1人面倒を見るような事態、あるいはもっと進むかもしれないと。そういう意味においては、かなり骨太にそういう社会基盤の急速な変化の概念というものをやはり頭のほうに大きく入れておかないと、やや、スピード感が欠けるのではないかと。その辺はやや軸足を広げた、今、一種の社会状況の変化というものを重点に入れていただければより一層、10年、20年先の社会というものが、中国なんかは、ご承知のとおり、この前発表になりましたけれども、北京の横に約30兆円かけて、規模は東京都、人口は200万人、全て電気自動車で、これを新しくモデル都市としてつくるという、こういうような状況であります。一種の都市計画、都市戦略であります。都市政策大綱みたいなものでございますから。そういう意味で、やはり先進的に持っていくには、今、おつくりになられたことは大変、結構なものでございますが、ちょっと私が先ほどからややこだわっている点について、つまり発想の転換をしないと、今のままでは必ず、日本という国は行き詰るわけでございます。

そういう意味からも、今日一斉に出ましたけれども、防災の面においても、南海トラフが来ましたら約1,450兆円の損害、日本が最貧民国になると。首都圏だけで700から800兆円の損害がくるという、こういうこともありますので、都市計画ではありますが、もう少し違う視点の鋭い分析も先行して入れていったほうがいいのではなかという感じを受けましたので、まあ、熟慮いただければありがたいと思います。以上です。

(柳沢議長)

はい、ありがとうございました。大きな社会的な背景の変化というのを、もうちょっとリジット(厳格)に書けないかとご指摘だと思いますが、実は前回、相当それ、今、おっしゃった部分だけではないんですが、たくさんあったんですよ。で、むしろどこに焦点が行って

いるかわかりにくいというので、そこは今回、ずっと資料編に送ってしまったので、そういう印象がかなり強く出ていますが、そういう経過もございます。

どうぞ、ほかにご発言ありませんか。

(山口委員)

山口です。とてもまとまってきて、非常にわかりやすくていいものができてきたなと思います。

これはあくまでも、この内容がどうこうということじゃなくて、これだけいいものが出てくると、4ページのところでしたか、この位置づけとか目標とかがあるんですが、1、2ページですね。このまとまったものの役割だとか位置づけとかがあるんですけれども、これだけよくなると、多分、圏域マスタープランだとか、地域マスタープランだとか、これの同じ相似形のものがどんどんどんできていくだけで、それぞれの段階におけるものを今後、どういうふうに促進していくかというか、そこら辺を今度、このマスタープランを使って、今後、各圏域、各市町村とどういう連携をしていくかという、そんな発想が今度、必要になってくるかなと、ちょっとよくでき過ぎているから、まねされてしまうと思いますので、そんなことを感じました。

例えばですね、ドイツのFプランだとか、多分、大きなことを決めておいて、今度Bプランとかという、そこになるともう建物のボリュームだとか建て方だとか、山からこういう風がおりてくるから建物はこういう方向にしか建ててはいけないとか、そういうBプランがあって、そこまで決まったとしても、さらにまだまだやることは、それに基づいて建物をつくってもいろいろな発想のいろいろな対応の住みやすい家ができてきて、多分、その精度の段階性がうまくこうできてくる、そんなことを感じるんですけれども。

ということで、今回のは多分位置づけ、役割を見ると、非常に大きなところなんだけれど も、だから今後、この使い方としていろいろな段階というものを設けていくのか、これに続 いていくものをどうイメージして使っていくのか、そんなことを感じました。感想です。

(柳沢議長)

ほかにご発言ありませんか。どうぞ中澤委員。

(中澤委員)

松本大学の中澤でございます。こちらの計画は今回、初めてじっくり読ませていただいたということなんですが。

ちょっと先日、県の農政部のほうの中山間地直接支払制度の委員会のほうに所属をしておりまして、近くの棚田を見学しながら、今、この事業がどう動いているのかというのを見せていただいたんですが、データから見えることは、中山間地は長野県には50%ほどの居住というか、これは山梨県と並んで結構高い、全国的にも高い数値がありますけれども。

里地のこの保全のことがいろいろ書かれているんですが、現状が起こっているなと見える のがかなり高齢の方々、それも平均75歳とか、80歳になってもこの農地の管理をこの直接支 払制度を使って、向こう5年間のスキームがもうすぐ来るんですけれども、申請を出すとき には自分が80歳を超えているんだけれども、本当に続いて出せるだろうかということを迷いながら、でも生涯現役ですので、棚田ですとか、山奥の小さな田んぼの圃場なんかを小さな農機で守りながら、草刈りも年間に5回、6回とか書かれていますけれども、実際は8回ぐらいやっていますよというお話をいただきながら、かなり高齢の方々のパワーの中で管理されていて、やっぱりデータのほうからも、基礎管理はできるけれども、こういう例えば交流人口を増やすとか、新しく若者をそういう地域に定着させるとかというプランについてはなかなか着手ができないというデータも見えていまして、現状、非常に最低限の管理をしながら、皆さんが今、美しい田園風景とかを守りながらご苦労されているという姿がよく見えて、もちろん元気にやっている方々のパワーもいただくんですけれども、これを5年後、どうなるのかというふうに考えたときに、非常に策を打たないと間に合わないなというような感じを、先ほど本郷委員からもお話がありましたけれども、本当に急激な変化が起こっているなというふうに感じます。

あと同時に、やっぱりこの春になると、古民家が各地で解体が始まっていて、それも昔の 大人数で住んでいた、松本のほうでしたら本棟造の建物がどんどんなくなっていくというよ うな現象も建築関係の方からも、町の方からも聞きますし、そういう急激な変化がやはりす ごいペースで起こっていくんだろうなということが想像できます。

そのときに、やっぱり個人の所有が多かったりするので、個人でするんですが、個人でも対応できない、個人で管理できないというような事態がもう目に見えていろいろなところで起こっている。そうすると、それを守るという、例えば農地なんですけれども、やはり緑のまあ砂防ですよね。棚田というのは、コンクリートで固めた治山ではなくて、農地としてこう、手を加え続けるからこそ残される災害防止の策でもあると思うんですけれども、そういうものを維持していくための、もう少しちょっと応援がないと厳しいんだろうなというふうなことを感じております。

それが公共的なものになったり、もう少しトラスト活動みたいなものになるのかちょっとそこは地域によっても違うのでわかりませんけれども、ちょっとそういう視点から見ますと、例えばP30の美しい農村を集落づくりというふうにあって、その他の取組の中にも、例えばいろいろな人たちが参加をしながら、グリーンツーリズムとか農業体験をやったりするとか、利用者が各種、サービスを充実させるとかとあるんですけれども、そもそも少人数で里地管理が可能な技術を、どう私たちが短期間で身につけていくのかというのは結構重要な課題だなというふうに思いますので、そういう視点が入ったらいいなということ。

あと36ページのところも同じなんですが、重要テーマの4の四角のところに、流域住民らがそれらの維持管理活動に参加できる仕組みというふうにあるんですけれども、ボランティア的な何か集まってということでは、なかなか難しい部分もあるだろうなと思うので、これは産業改革も含めて、何かしていくというぐらいの大胆な発想が必要なのではないかと思いますし、また42ページの、これ観光のことなんですけれども、私も観光地域づくりを専門としておりますのでそうだなと思うんですが。

やはり、一番下に資産目録とありますが、おそらくこの資産目録もすごい勢いで変化が起こってくるかと思いますので、本当に観光資源としての美しい景観は、人が手を入れ続けて 今、維持されているということを考えますと、そこもどういうふうにみんなで支えていくの かというような視点が、観光資源が失われないような策としてこういう、そういったことを ちょっと強く出していかないと、観光資源自体が乏しくなってしまう可能性があるなという ふうに思います。

したがいまして、最後ちょっと7ページのところに戻るんですけれども、1の自然環境のところが、自然災害に対する意識がにわかに高まっていることも事実ですが、やはり希少種だけの原生自然だけではなくて、住んでいるところの自然をどう維持し、守っていくかというようなことも少し一筆あると、バランスがとれるのかななんていうふうに思いながら拝見をしました。意見としましては以上です。

(柳沢議長)

ありがとうございます。何かお答えありますか。

(幹事:都市・まちづくり課 高倉企画幹兼都市計画係長)

ありがとうございます。今、ご指摘いただきました部分は、点線で囲んである部分はなかなか都市計画でのアプローチが難しいところはそういうようなくくりにしていまして、重点テーマという中では、都市計画サイドのアプローチができるのではないかということを、あえて重点テーマというふうに掲げさせてはいただいております。

今、委員からご指摘いただきました、例えば農山村の部分になりますと、方針の2の、30ページのご指摘をいただきましたが、32ページのほうに重点テーマの2で、丸の2つ目になりますが、農山村景観を保全する仕組みづくりということで、ただ、まだ具体性があまり見えないということを、多分、ご指摘いただいている部分かと思いますが、こういう部分をやはり長野県らしさという部分では、農山村景観を保全するということは重要だと考えておりますので、特にこういう重点テーマというところを都市計画的なアプローチも含めた中で重点的にやっていきたいということをとりあえず書かせていただいております。

今、いただいたご意見もまた次の段階で、どのようにさせていただくかというのはまたお答えさせていただければと思いますが、一応、そういうような記載をさせていただいてございます。

(柳沢議長)

はい。私も全体を通じてその自然の資源とか、あるいは文化的な資源、歴史的な資源とか、そういうものは長野県の観光というのを軸にしたというようなことも考えると、非常に重要だと。それを支える条件がかなり危なくなっているというようなことを、もうちょっとしっかり認識しておいてほしいという、そういうご指摘だと思いますが。

むしろ7ページのほうへ少し、7ページは後ろへ資料が行っているんだから、その資料も含めて、そこに少し、わかっていますとちゃんと書いておくということかなというふうに思いましたので、よろしくお願いします。

さて、ではほかにどうぞご発言を。

(宮澤委員)

もう一点、先ほど山口委員さんのほうから発言がありましたけれども、これが県の一つの 方針として決定をされていく中で、例えば22ページの松本圏域のところですが、それぞれ各 圏域とも自然環境、自然という言葉が出てきます。長野県全体が自然の中にあるということ だと思いますが。

この魅力ある田園都市というのを、もちろん農業振興を図りながら田園風景を守っていくということは大切なことだと思いますが。この松本圏域は塩尻、松本、安曇野、それぞれが生産、製造品出荷額、おそらく3市あわせれば長野県一だと思うんですよ。おそらく、諏訪もそうですけれども、塩尻、松本あたりが1、2位を争っているような状況、安曇野も4番目ぐらいだと思います、製造品出荷額が。

そういう面からすれば、田園を守りながら産業振興を、あるいは観光振興を図ることが地域の経済の活力を生むことになりますし、ある面では、人口減少に多少なりとも歯どめをかける方策として、雇用の場の確保という部分につながるので、田園産業都市とか、あるいは田園観光都市、何かちょっとそこへ加えていただければありがたいと思います。

(柳沢議長)

ありがとうございました。どうぞ。

(幹事:都市・まちづくり課 高倉企画幹兼都市計画係長)

ご意見をいただき、ありがとうございました。この22ページは、お手元にあります本編の 2ページのところなんですが、現在、2ページをご覧いただきまして、真ん中にあります、長野県都市計画ビジョンの改定を現在、進めておりまして、今、委員ご指摘のところは圏域 マスタープランが、平成16年5月につくったときに、こういう圏域でこういう方向でやろうということでまとめたものに現在なっております。

今後、都市計画ビジョンを策定、改定する中で圏域マスタープラン、区域マスタープランの改定もこの方向性を踏まえて改定していくことになりますので、ご意見をいただいた部分は、前までは自然環境を大切にという意味合いが強くビジョンをつくりましたが、今回はまちなかだとか産業だとか、そういう部分も踏まえて加えてございますので、また圏域マスタープラン等のほうの中での改定の中で、今のご意見も踏まえて進めていければと。

それで、誤解を生じるような、要は前回のときのビジョンの、圏域のビジョン、圏域マスタープランのそういう部分だということがわかりにくいので、そうしたらその辺は表記させていただきまして、いずれにしましても、ご意見をいただいた部分は圏域のほうの中でまた取り上げていく部分だと思いますので、ぜひまたその辺で検討させていただきたいと思います。

(宮澤委員)

はい、わかりました。

(柳沢議長)

ほかにはいかがですか、はい、久米委員どうぞ。

(久米委員)

久米です。本当に皆さんがおっしゃっているように、大分、前回とは、コンパクトにまとめられた文章になっていると思ったんですが。

私もちょっと事前にあまり読み込んできていなくて、ここで今、説明を聞きながら頭の中を整理したんですが、気になったことということで質問というか意見なんですけれども。

長野県都市計画ビジョンが改定されて、基本理念というところで「縁が結う「まち」・ 「里」・「山」」という、町、里、山というのが出てきていると思うんですが。

それで、都市づくりの、17ページ、第4章、都市づくりの目標で「まち」ゾーン、「里」 ゾーン、「山」ゾーンというのを、県の地図の中に分布図でわかりやすいように表現されて いて、このまち、里、山というのは、21ページのほうで機能や魅力を相互に補完し合う、共 生関係を築きながら都市づくりを進めていくという、これ今までの都市計画マスタープラン みたいな中ではなかったやっぱり考え方だと思うし、お互いに補い合って共生関係を築くん だなというのが、これからの未来になっていくんだなとここでわかるんですけれども。

それで、その先に行って、第5章の25ページの都市づくりの方針というところで、ゾーンに関する方針と施策に関する方針でゾーンが3つ、それと施策がA、B、C、Dで4つに分かれて、それぞれの方針に対して具体的なことが書かれていて、ここの先に、今度行ったところで、これこの形を目指すときにマスタープランというのがすごく重要になるんですよね、そのまち、里、山、と3つが共生して補完し合う関係になるために、それぞれのところの目標がこういうふうにゾーンと施策があって、で、圏域マスタープランというのをそれに基づいてつくっていくことになっていったときに、自分の頭があまり整理できていなくてちょっとどういうふうに説明しようかと思ったんですけれども、都市づくりの推進方針の44ページへ行ったときに、都市計画制度が具体的に出てきまして、ここにたくさん今まであった都市計画制度がちょっと今後、区域の拡大ですとか、新規の区域区分の導入とか、都市計画法のこの区域、いろいろ見直されるんだなというのが、ここで柔軟に見直していくんだな、拡大していくんだなというのが見てわかったんですけれども。

先ほど書いてあった最初のページのほうの、里、山、それから町ですか、の共生、補完し合いながら共生していって、お互いに補っていく町をつくっていくときに、きっちりした区域の何かルール決めというのは、共生に、すみません、共生と何かぶつかってこないのかなという、すみません疑問なんです、私の。

もう一つ気になったのが、46ページのb、新規の区域区分の導入の中に、例えば「上田市、飯田市、佐久市など」というところの具体的な例が書いてあって、これ別に長野県に限ったことじゃないと思うんですけれども、中心市街地というのは、戦後、日本が中心市街地があって、それから住宅がどんどんどん、国民のひと家族に一軒のうちが手に入るようなことがどんどん進められてきて、郊外に住宅地が移動していった結果、中心市街地は空洞化して、郊外の割と立地環境のよかった都市計画区域に住宅地がいっぱいできたんですよね。で、それがここに書いてあって「いわゆる人口逆転現象が生じているところもある」という、ここ

をやっぱり今後、どうしていくのかなというのをとても考えていかなければいけないエリアと、コンパクトシティという中心市街地にまた人が住んだり、経済が回っていくところをつくろうと思っているときに、この郊外型に発展したところも生かしたながら、一番最初の基本理念にある里・山・町ですか、その共生、「まち」ゾーン、「里」ゾーン、「山」ゾーンというふうに書いてあるところを相互に補完し合う共生関係を築きながらというところを目指すときの、この都市計画制度の活用は、ここに書いてあることで可能になるのかなというのをちょっともっと見直しが、すみません、本当に言うのは簡単で申しわけないんですけれども、ここら辺を見直さないとできないことなんじゃないかなというのを、ちょっと感じました。

さっき山口委員さんも、皆さん言っていたマスタープラン、その骨と、その目指す目標がマスタープランになると思うんですけれども、マスタープランをつくるときに、今までこうやって推し進めてきて、日本の都市の形というか、町の形や地域の形があるものを、今度新しい、まあすごくいい目標だと思いますので、その目標を目指すときに、もしかしたら都市計画のこのいろいろな決まりごとは、すごく重要なものになっていて、ここがキーになる部分だとすごく自分は感じていて、ここにもうちょっと、何かエッセンスが加わるともっとすばらしくなるのかなというふうに、素朴に思いました。意見です。

(柳沢議長)

今のご発言、端的に整理すると、理念のほうと、それを具体化する実践の部分とがちょっとうまくつながりきれていないんじゃないかと、その理念のほうは大変結構だと、実践をもっとしっかり頑張る姿、そういう感じですよね。いかがですか。

(幹事:都市・まちづくり課 高倉企画幹兼都市計画係長)

実はこの21ページの各ゾーンの相互関係というのは、現在の都市計画ビジョンにもあるんですよ。ですから、10年前からこれはうたっていまして、いわゆる人口減少の中でお互いに共生し合わないと、長野県らしさが損なわれるということもより明確に10年前、10何年前に明確にはしているんですが、今、久米委員さんのおっしゃられるとおり、具体の内容を、都市計画制度のビジョンなので、都市計画制度を活用しながらという意味合いがありまして、要は拡散するようなことじゃなくて、町を今回はより明確化して、しっかり町中に人を呼び戻すということをしながら里山を守る、そのいわゆる力を町の中から生み出して外へ出していくというようなイメージではいるんですが。

実は都市計画制度の活用になると、急に制度の活用の話になってしまうので、ちょっとここは、具体はどうなんだということだというふうなご意見だと思います。

実は検討委員会の中でも、それがどのようにするかが、制度はしっかり書いてあるか、制度をうまく活用すると、前半の部分の理念なりが、いわゆる具体化できるのではないかというご意見もいただきつつ、もう一歩踏み込んだことも必要ではないかともご意見いただいたんですが、なかなか、すみません、限界と言おうか、都市計画制度でできる限界もございまして、今、こういうようなまとめ方になっておりますが、ご意見いただいたことも踏まえて、ちょっとそこをどうするか、今は、私、即答できませんが、はい。

(柳沢議長)

どうぞ、課長。

(幹事:猿田都市・まちづくり課長)

都市まちづくり課長の猿田でございます。45ページをご覧いただいて、今、委員からご指摘のその山と里とまち、それに対して、要は都市計画というのはどの範囲を扱えるかというところがあります。当然ながら、まちの部分、都市計画で扱えます。ただ、都市計画というのは実は町の部分だけではなくて、里、場合によっては山まで扱うことができる制度です。

ですので、ここの45ページの①のaの書き方が、そういったところまで意識した表現になっていないんですが、実はその上の箱の中を見ていただきますと、その都市計画の制度の活用をするために、都市計画区域を広げるということもここに書かれているものですから、まず①のaの書き方を少し見直しさせていただいて、そういった3地域の区分をイメージできる、都市計画との関係をイメージできるように、また検討させていただければなと思っています。

もう1点ですね、すみません、46ページのほうの下、4分の1ぐらい、例えば「上田市、飯田市、佐久市など」と、この一連のくだりなんですが。これはむしろ、今、都市計画法の外で立地適正化という動きがありまして、その空洞化した市街地にもう一度、人を戻そうという、そういう取組が始まっています。それは具体的にいうと、50ページの(3)の①、一番上ですね、上から5行目ほどに書いてありますが「都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画の活用」と、むしろここにつながってくる内容でございますので、先ほど申し上げました、46ページの上田市以下の表現は、場合によってはこちらのほうに移させていただいて、よりわかりやすく工夫させていただければと、以上です。

(久米委員)

わかりました。今の課長さんと企画幹の説明で、こういうことを、今の解説ですごく、直していただくと読みやすいなというのと、私もここを、45ページの(2)の四角の中が一番、こういうことを目指しているというのはこの文章なんだろうなと、すごく理解していました。「土地利用の規制・誘導手法を十分に活用することを基本として、戦略的かつ効果的に」という、ここを都市計画法がすごく有効に効いてくることを、先ほどの目標にあわせて、この法律をどういうふうに活用できるようにするかというのをやっていくんだなというのは読んでいたんですけれども。

都市計画法がエリアを区域で分断することの、何かこの範囲は建ぺい率、容積率が幾つで、これこれの高さまでの制限が何とかかんとかということのエリア、エリアで考えることより、もしかしたら、一番最初に掲げている理想を可能にする方法というのは、グリットじゃなくて、すみません、そこから先がわからないんです、私。グリットじゃない規制というのが出てくると、いろいろなことが解決できるというのは、区域の課題、拡大という文章がちょっと気になって、実は何か法律のすき間というか、逆転して民間で自分たちに利用できるものを法律の解釈というか、すき間を狙うというのがどうしても民間はあるので、逆に思惑と違

う開発が進んだりしないかなというのも、これも読み込んでいないうちからすごい勝手な意 見なんですけれども。

ここに書かれていることがどういう法律になっていくのかを楽しみに見たいんですが、何 かグリットとかエリアで制限しない法律が出てきたらいいなとは思いました。

(柳沢議長)

まあ、今のご意見は実践段階でそういうことの可能性、よろしいですか。実践段階でそういうことをちゃんと意識して考えてほしいということだと私は思うんですね。このレベルでは、実は私もこの領域で生きてきたので、比較的、実感はあるんですが。つまり、この理念の実践となったときには、実践のほうというのは、具体的な制度に直結した制度の運用方針が書いてあるんですね。したがって、それは権利制限とか利害とかなり直結してしまうので、そこについて調整の、ある程度の見込みがあるというところしか書けないというのが本来、やれないことを無責任で書くことはできないことないかもしれないけれども、そうでないとすると、そういう縛りというか、制約の中でこれを書くんですね。だから、ちょっと歯切れの悪いようなところがたくさん出る。

でも、見ていくと、先ほど課長も答えられましたが、何カ所か新しいチャレンジがこう入っているんですね。それがちょっと、もっともっとパワーのある書き方をせよというのがご指摘だろうと思いますが、それはなかなか制約があるというところでご理解をいただいて、あとは具体的制度のときに、そういうことをちゃんと考慮しながら意義のある制度にして、格好だけじゃない制度にしてほしいという、そういうことだということで理解したいと思いますが。

(久米委員)

わかりました。石川委員にアドバイスを受けて、51ページに「不確実性」を受容する都市 計画へという文章があったので、きっとこのキーワードに、何か私が言っていることと具体 的というのが、同じことを目指して皆さんが考えられていて、一生懸命、ここができ上がっ てきているんだなというのは理解しました。すみません。

(柳沢議長)

どうぞ、ではほかにご発言はありませんか。 どうぞ、山口委員。

(山口委員)

山口ですけれども。今、久米委員のお話を聞いていてちょっと思ったんですけれども、どうしても、さっき私が言ったのは、これから区域マスタープランだとか、市町村マスタープランとかを考えていくという話をしたんですけれども、そうじゃなくて、例えば、柳沢議長さんも前、山の上まで全部都市計画区域にしてしまえばいいというようなお考えもあって、僕もなるほどと思うんですけれども。

でも、そうしてくると、例えばそこの道路も道路後退して4m幅を確保するような、何か

いろいろな、多分法律的にちょっと具体的に県のマスタープランをつくっていても、もうちょっと国の上のほうに意見を申し上げてもいいようなことが、やっぱりこういう作成作業の中で出てきたとしたら、そういうのも上げていくルートというのはあるんでしょうか。多分、久米さんのなんかはもう法律を変えてしまうとか、制度を変える可能性もあるのかどうかみたいな話だと思うんですよ。

例えば、ここのところだけ変わってくれればもうちょっとやりやすいんだろうけどなみたいなところも、こういう作業の発想の中から出てきたとして、それを国のほうに上げていくみたいなことの発想はどうなんでしょうか。

(柳沢議長)

どうぞ、そういう発想はないのかということですが。

(幹事:都市・まちづくり課 高倉企画幹兼都市計画係長)

前回、この都市計画ビジョンをつくりましたときにも非常に、国のほうへご説明に上がったときに捉え方は非常に斬新的だとか、いろいろご意見もいただいて、いずれも国のほうへも、県の大きな都市計画の方向性なのでご説明をさせていただくことを考えて、当然おりますので、そんな中で今の、ただ、制度だけではなくて、安曇野市さんのような条例もございますし、みずから自分たちを守るという方法もいろいろな指標がございますので、そういう中で長野県らしさの中でやっていく部分もあろうかと思います。

お伝えすることは説明はしていきたいと思います。

(柳沢議長)

県の実践を見ながら国が制度を変えるということも実はたくさんあるんですよね。安曇野市の例なんかは、大分、国も勉強したんですけど、都市計画法はとても手がつかなくて実際は動かなかったんですけれども。

はい、ほかにご発言はありませんか。どうぞ、武者委員。

(武者委員)

先ほど来、第6章のこの制度の書きぶりがちょっと問題になっていますけれども。

これ、私、このビジョンの、難しいんですけれども、主な読み手をどう想定するのかなというところにちょっとかかわってくると思うんですが。これ、おそらく市町村職員なんかを見ると、こういう制度の整理に仕方のほうがピンと来ると思うんですね。ただ、そうじゃない人が読んだときに、やっぱり要はそれぞれの制度が一体どういう狙いを持ってやっているのかというのが書かれていないので、それより前に部分とのちょっと整合性がわからないというところだと思うんですが。当然、その狙いはあるわけで、例えば都市計画区域の拡大と統合によって何を目指しているのかと。もちろんあまり、先ほど会長さん言われたように、あまり厳密な書き方はできないんですけれども、やはりおおまかなこう大きな方向性といいますか、それによって何をしたいのかというのは、もう少し書き込んでもいいんじゃないかなという気はします。見出しの工夫といいますか。

例えば45ページなんかを見ると、一応、例えば準都市計画区域というのは、それによって 山間部の良好な環境づくりをすると書いてあるんですね、これだけは。だけれども、ほかは、 何というか、制度の名称だけ書いてあるような形になっているので、ここをもう少し読みや すくすると、一般の方でもしっくりくるかなというところはあると思いますが、ちょっとそ れは読み手次第だというような気もしています。

(柳沢議長)

はい、ありがとうございました。どうぞ、藤井委員。

(藤井委員)

委員としてかかわっていて、改めて皆さんのご指摘を伺っていると、今の武者委員のところと関連するんですけれども。多分、制度のカタログ的な感じで6章は書いてあって、それをどう使うかはそれぞれの都市計画に取り組む担当者が考えて使っていくという、そういう意識でここは書かれている部分があるんですけれども。

よく考えてみると、その前半のところというのは、こういうふうなまちにしていきたいということが、県土にしていきたいということがすごく書いてあって、それを実現するためにこれをどう使うかのところというのは、各実践のところの方の意思決定がかかわるので、そこにはタッチしないビジョンにはなっているんですけれども。そこに対してもう少し働きかけといいますか、議論をしたりとか、一緒に考えいったりとかというような姿勢がちょっとどこかにあってもよかったのかなというのが、今、議論を聞いていて思いました。

例えば6.2のところが、おそらく本当はそこに当たってくるんですけれども、協働というところで一気に地域住民のスケールに落ちていて、その都市計画を各市町村ですとか区域の中で決めていくようなところの方々と一緒に情報交換をして考えていくような、そういうレベルのものが一つあると、今、いろいろご指摘があったところに応えられるのかなという気もしましたし、このビジョンの実現というところを考えていくときの、県がこうしなさいと言うという、そういうスタンスではないんですけれども、そうじゃなくて一緒に考える、情報交換の場みたいなものがひとつ書かれてもよいかなというふうに、伺っていて思いました。

(柳沢議長)

ありがとうございました。何かありますか、いいですか。

まあ、6.2の間にもう一つちょっと入れるか、2を、自治体との関係みたいなところをも うちょっと包括したほうがいいんじゃないかと。そのご指摘ごもっともで、書けそうですね。 はい、ほかにはありませんか。大体いいですか。ではちょっと、私、1点だけ。

後半、今のお二人は私が言おうとしたこととちょっと近いんですけれども、こういうところで議論していくと、やっぱり個々の場所のディテールとか、あるいは観点の不足みたいなところがずっと出てきて、それ自体、大変そのとおりなんですが、それをずっと飲み込んでいくと、だんだんだんだん全体像が難しくなってくるというのが、こういうものの一つの特性なんですよね。

そこで、結局、これは誰が読むのかということを常にやっぱり意識しながら、的を絞ると

いうことを同時並行的に広げたり縮めたりというのは同時並行的にやらなければいけないと思うんです。今回、かなり思い切って縮めてもらいました。縮めてもらいましたけれども、まだ、概念的な整理がちょっとわかりにくい。

先ほどの高倉さんの説明はうまく、それをもう一回補ったのでつながって聞こえてくるんですけれども、これをさらで読むと、目標的な概念がいろいろなレベルで重層的に出てくるんですよね。結局、何を言いたいのか、どういうことを目指しているのかというのを、例えば政治家の皆さんなんかは、我が県は都市計画ビジョンではこういうことを狙っているんだと言おうとすると、ぐちゃぐちゃたくさんしゃべるということに追い込まれるという性質があるんですね。

そこで私はぜひこの読み手、そういう、プロはいいんです。どちらかというと、今の補う 点で必要なことを補っていけばいいんですけれども、一般の人や、あるいはこれをむしろ外 側でわかりやすく宣伝してくれるような人が端的にしゃべれるような構造、目標的概念を少 し整理して、そのしゃべりやすいようにしていただきたいなと、これは私のかなり個人的な こだわりでもあるんですが、努力をお願いできればと思います。

(幹事:都市・まちづくり課 高倉企画幹兼都市計画係長)

今、ご指摘いただきました、改定の視点が、8ページになりますが、3つございまして、 そこからつながっていきまして、基本理念の部分、15ページのところが、そこらがちょっと わかりにくいかなと思っています。

ご意見をいただいて整理をしたいと考えております。読み手は一般の方も読んでいただけるようにということでつくっておりますので、その辺のわかりにくいところは、また再構成させていただきたいと考えております。

(柳沢議長)

やれる範囲で、これぐちゃぐちゃやっているとますますわかりにくいから、やれる範囲でやっていただきたいと思います。

それでは、これは調査審議ですので、裁決するという段階ではありませんのでよろしいで すね。

(4) その他

駒ヶ根都市計画道路の変更及び伊那都市計画道路の変更に係る意見について

(柳沢議長)

ではその他、駒ヶ根都市計画道路の変更及び伊那都市計画道路の変更に関する意見、係る意見について、お願いします。

(幹事:都市・まちづくり課 高野課長補佐兼まちなみ整備係長) 県の都市・まちづくり課、高野佳敏と申します。よろしくお願いいたします。 生駒アルプスロード線にかかります、駒ヶ根都市計画道路の変更及び伊那都市計画道路の変更について現在の状況をご報告させていただきます。それでは、座って説明させていただきます。

本日、追加でお配りしました資料「駒ヶ根都市計画道路の変更及び伊那都市計画道路の変 更に係る意見について」の1ページをお願いいたします。

1の手続きの流れをご覧ください。生駒アルプスロード線にかかる都市計画の案、及び環境影響評価準備書につきましては、平成30年3月12日から4月12日までの1カ月間、同時に縦覧を行ったところでございます。また、縦覧にあわせまして計4回の説明会を開催しておりまして、110名の参加者がございました。意見書の提出期間につきましては平成30年3月12日から4月26日までで、155名から意見書が提出されております。

これらの意見につきましては要旨を作成し、環境影響評価法に基づく環境の知事意見と、 関係する市・村の意見をあわせて、今後の都市計画審議会へお示ししてまいりたいと考えて おります。また、都市計画決定者の見解につきましては、その際にお示ししてまいります。

意見書の主な内容についてご説明いたします。 2ページは位置図になりますので、あわせてご覧ください。

駒ヶ根市からは1名、早期開通を求める意見、宮田村からは計44名で早期開通を求める意見と、構造、取りつけ道路接続位置に関する意見が出ております。また、伊那市につきましては計110名で早期開通、速達機能等を求める意見や、ルートや構造に関する意見が出ております。

先ほども述べましたけれども、これらの意見につきましては要旨を作成し、環境影響評価 法に基づく環境の知事意見と、関係する市・村の意見をあわせて今後の都市計画審議会のほ うへお示ししてまいります。また、都市計画決定者の見解につきましてもその際にお示しし てまいります。説明は以上になります。

(柳沢議長)

随分簡単ですね。はい。それでは、ただいまの説明に関してご意見、ご質問がありました らお願いします。

この2枚目の図の、色が塗ってあるところはどういう意味ですか。

(幹事:都市・まちづくり課 高野課長補佐兼まちなみ整備係長)

2枚面の図面、若干、ちょっとご説明をいたします。

細色の線が現国道になっておりまして、位置関係になりますけれども、左側に伊南バイパスと駒ヶ根市と記載がございます。これにつきましては、現在、国のほうで事業を実施している箇所になります。また、右側の点線の伊那バイパスと記載がございますけれども、ここにつきましては県のほうで事業を実施している区間になります。

伊駒アルプスロードにつきましては、この伊南バイパスと伊那バイパスを接続する都市計画道路ということで、延長が11.57キロメートルの都市計画道路になります。

それで、先ほどのご意見をいただいた部分でございますけれども、宮田村の関係につきましては太い赤色の線のところに青色で区域を示しておりますけれども、その部分について構

造、取付道路接続位置に関する意見が出ております。

また、伊那市の関係につきましては、伊那市の緑色で着色してある富県地域、この部分につきまして構造に関する意見、またオレンジ色で示しております東春近地区、ここの部分につきましてはルートに関する意見が出ているということで示させていただいております。

(柳沢議長)

ありがとうございました。何かございますか。山口委員。

(山口委員)

山口ですけれども。確か前回のときに、この伊那富県、2ページでいうと、多分、伊那市 東春近のほうのルートに関する意見の地域の分断のことだと思うんですけれども。集落の中 を道路が通ってしまって、同じ字の中で分断されるよりは、字境(あざかい)に動かせない のかなというような意見を前回、聞いていて、それについて、でもどうしてもこっちでなく てはいけないというのなら、こっちじゃなければいけない理由、例えば家の数がそっちで工 事したほうが少ないからとか、それは、僕、ちょっと都市計画的にどうなんだろうとは思い ますけれども。

そんな議論をした上で、今回のこの意見というのはその意見と関連があるんですか。ただ、 今日は、だからまた新しい意見が出てきて、具体的にはまた次回以降の話をするということ になるんでしょうか、どう捉えればいいのかちょっとわかりません。

(柳沢議長)

はい、どうぞ。

(幹事:都市・まちづくり課 高野課長補佐兼まちなみ整備係長)

前回、ご説明差し上げた部分につきましては、公聴会での意見ということでご説明をさせていただきました。

今回の部分につきましては、案につきまして縦覧をさせていただいた中で、それについての意見というのが新たに出てきた部分になりますので、それにつきましては環境影響評価の環境の知事の意見、また市・村の意見をあわせて次回の審議会のほうにお示しして、県の見解も示していきたいというふうに考えております。

(山口委員)

そうすると聞いた場所が違う、公聴会で聞いたのか、縦覧で出てきた意見なのかという違いにしる、具体的な中身がわからないのでわからないけれども、また地域の分断に対する意見というのはまた別のところから出てきたということは、素直に受けとめれば、ルートを変える検討も相当しなければいけないのかと思ってしまうぐらいに、せっかく、こういう意見があったというのなら、もうちょっと具体的に出てくれば、意見、細かく言えるけれども、大ざっぱにまた分断の意見が出てきたということだけ知ってしまうと、いや、これ何とかしたほうがいいんじゃないでしょうかとしか言えない。そういうことなんですけれども、どう

捉えるんでしょうか。

(柳沢議長)

どうぞ、改めて。

(幹事:都市・まちづくり課 高倉企画幹兼都市計画係長)

山口委員さんのお話ですが、公聴会での公述人の意見が、ルートに関する意見の中で地域の分断というお話がありまして、今、高野のほうで申し上げたのも、要は内容は一緒のことのご意見をいただきました。

ですので、まず東春近につきましては、例の地域を分断するというお話で内容は一緒でございまして、富県につきましても構造に関する意見で、いわゆる盛土が多いので道路の高さを下げてくれと、同じ意見がここで、また縦覧の法定の手続をした中で出てきているということでございます。

訂正させていただきますが、次回はまだ環境の知事の意見と、また市町村の意見もまだ出てくる中で、いろいろな関係するところとの調整もございますので、次回以降に具体の内容等については改めて説明させていただきたいと考えてございます。本日は報告だけにさせていただければと思います。

(柳沢議長)

はい。

(山口委員)

いや、進んでいるという報告を。

(柳沢議長)

よろしいですか。県や自治体のスタンスが、意見に対してある程度こう、説明できる状況 になってから整理して出したいということのようですから、今、意見だけ出して答えられな い状態では、かえって混戦するということのようですので、よろしいでしょうか。はい。

では、この件は以上ということにいたします。あとどうしますか。では事務局にお返しいたします。

3 その他

(幹事:都市・まちづくり課 楠企画幹兼課長補佐兼都市公園係長)

それでは、長時間にわたりまして、慎重ご審議、ありがとうございました。

次回の開催予定でございますが、本日、委員の皆様にお配りしました当日配付資料の5ページのとおり、平成30年の9月第3週で予定をしております。

まだ先の日程で誠に恐縮でございますけれども、委員の皆様には、本日おわかりのようで したら、お帰りの際、または6月15日までに事務局のほうにご返送いただけるようにお願い 申し上げたいと思います。

4 閉 会

(幹事:都市・まちづくり課 楠企画幹兼課長補佐兼都市公園係長) それでは、以上をもちまして第197回長野県都市計画審議会を閉会といたします。どうも お疲れさまでした。